

ペットは **ルール** と **マナー** を **守り** 責任を持って飼いましょう

犬や猫などのペットは、「コンパニオンアニマル（伴侶動物）」として、多くの人の生活に欠かせない存在となっています。その一方で、飼育放棄や虐待事件、鳴き声やふん尿の放置などのペットに係るトラブルが多く発生しています。

6月は「動物の正しい飼い方推進月間」です。この機会に、ペットの正しい飼い方について考えてみませんか。

問 環境衛生課 ☎712・6495 ID 1022906

犬の正しい飼い方

屋外に連れ出すときは、引き綱（リード）をつけましょう



犬の放し飼いは「千葉県動物の愛護及び管理に関する条例」で禁止されています。

「小型犬だから」「しつけができているから」などの理由で放してしまい、突然、人をかんだり、飛びついたりしてけがを負わせる場合があります。また、犬自身が交通事故でけがをしたり、行方不明になる場合もあります。家の外では必ずリードをつけましょう。「散歩中ぐらい犬を好きに歩かせたい」という理由でリードを長くすると、歩行者や自転車と接触する危険があるため、リードの長さにも注意してください。

犬の安全を守るためにも、飼い主の安全を守るためにも、散歩に連れ出す前に「リーダーウォーク」をマスターしておくといでしょう。「リーダーウォーク」とは、犬が飼い主の歩調に合わせて付かず離れず寄り添って歩くことです。「リーダーウォーク」を身につけることによって、人と犬の信頼関係が生まれ、犬を危険から守り、拾い食いなども防げます。

ふん尿の後始末をしましょう

家の前や公共の場所をふん尿で汚され、迷惑している人が年々増えています。もし、散歩中にふんをしてしまった場合は袋に入れて持ち帰り、尿の場合はペットシートで吸い取り、最後は水で流しましょう。

また、トイレトレーニングを行い、飼育場所も常に清潔にして悪臭や、はえなどを発生させないように気をつけましょう。周辺の環境を清潔に保つことは、飼い主の当然のマナーです。

ほえ声が他人の迷惑にならないように注意しましょう



犬のほえる声は、直接苦情を言われなくても、近隣の迷惑になっている場合があります。

犬がほえるには理由があります。叱るだけでなく、しつけの本を読んだり、訓練士に相談してなぜほえているか理解し、その原因を取り除いてあげましょう。高齢による認知障がいの場合は、獣医師に相談しましょう。

狂犬病の予防注射

ID 1015670

狂犬病は、ウイルスによって起こる感染症です。犬だけでなく、人を含むすべての哺乳動物に感染します。人が感染して発症すると、ほぼ100%死亡する恐ろしい病気です。人の場合、狂犬病に感染した犬などにかまれて感染することが多いといわれています。

愛犬を守るだけでなく、多くの人の安全のためにも、狂犬病予防注射を毎年必ず接種しましょう。また、飼い犬には「登録鑑札」と

「狂犬病予防注射済票」を装着することが義務付けられています。ただし、マイクロチップを装着し、情報を登録した犬は、登録鑑札の装着は不要です。

万が一、飼い犬が人をかんでしまったときは、保健所へ届け出をし、かんだ犬が狂犬病の疑いがないかどうか獣医師の検診を受けさせることが必要です。

市の委託を受けた動物病院で接種する場合

市の委託を受けた動物病院で接種する場合は、犬の登録番号が分かるものをお持ちください。接種と同時に狂犬病予防注射済票が交付されます。対象の動物病院は、市ホームページをご覧ください。

市の委託を受けていない動物病院で接種する場合

動物病院から「狂犬病予防注射済証明書」が発行されますので、環境衛生課（市役所6階）の窓口で狂犬病予防注射済票の交付申請をしてください（手数料550円）。

マイクロチップの装着・情報登録

ID 1036089

6月1日から、「改正動物愛護管理法」が施行され、ブリーダーやペットショップなどで販売される犬や猫へのマイクロチップの装着が義務付けられました。犬や猫を購入したり、譲り受けたりして飼い主になる際には、情報の登録をしましょう。

装着するマイクロチップは、直径1.4mm、長さ8.2mm程度の円筒形で、個体識別番号が記録されています。この番号を専用のリーダーで読み取ることで、データベースに登録されている飼い主の情報と照合することができます。

マイクロチップは、動物病院などで獣医師が専用の注射器を使って皮下に埋め込みます。一度埋め込むと、首輪や名札のように外れ落ちる心配が少なく、半永久的に読み取りが可能です。これまでも日本獣医師会が登録事業を行っていますが、マイクロチップを装着したことによる副作用などの障がいは、ほとんど報告されていません。

以前から犬や猫を飼っている場合はマイクロチップの装着は義務ではありませんが、犬や猫が迷子になった場合などにマイクロチップが装着されていると飼い主の元へ戻る確率が高まります。できるだけ装着と登録をしましょう。

情報の登録

必要書類

- マイクロチップが装着されている犬や猫を登録する場合…販売店や前の飼い主から受け取った登録証明書
- 新たにマイクロチップを装着した犬や猫を登録する場合…獣医師から発行されるマイクロチップ装着証明書

登録方法

(公社)日本獣医師会マイクロチップ登録申請システムウェブサイト <https://www.aipo.jp/apply/> から登録

手数料

1回300円

登録が完了すると、ウェブサイト登録証明書が発行されますので、ダウンロードして大切に保管してください。

なお、マイクロチップを装着し、情報を登録した場合、市への畜犬登録と登録鑑札の交付申請は不要で、鑑札の交付もありません。

飼い主の住所や氏名、電話番号が変更になった場合や、犬や猫が亡くなった場合も届け出が必要です。詳しくは、(公社)日本獣医師会マイクロチップ登録申請システムウェブサイトをご覧ください。

問 (公社)日本獣医師会 ☎03・6384・5320

ドッグラン

市内には2つのドッグランがあり、飼い犬を運動させることができます。

● 浦安公園ドッグラン

所 浦安公園内
利用時間 午前8時～午後7時

● 浦安ドッグラン

所 運動公園隣
利用時間 午前8時～午後8時

利用申し込み

月～金曜日午前9時～午後4時に、以下の書類を持って環境衛生課(市役所6階)へおいでください。

- ▶ 畜犬登録鑑札または登録番号が確認できるもの
- ▶ 1年以内の狂犬病予防注射済票または狂犬病予防注射が済んでいることが確認できるもの
- ▶ 接種したワクチン(3種以上)の証明書
- ▶ 愛犬ノート(お持ちの方のみ)

ID 1032932

市・県民税(住民税)の第1期納期限は 6月30日(木) です

市民税・県民税(住民税)の納め方

自営業などの方

個人で納める〈普通徴収〉

「市民税・県民税納税通知書」を6月10日(金)に発送します。同封の納付書を指定金融機関窓口(市役所2階)、金融機関(銀行・信用金庫など)、ゆうちょ銀行、コンビニエンスストア(バーコードが印字された納付書のみ)に持参するか、スマートフォン決済アプリを利用して納めてください。

サラリーマン・給与所得の方

給与から天引きで納める〈特別徴収〉

5月11日に勤務先へ発送した「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」に記載の金額を、毎月給与から天引きします。転職した場合は、納付方法について新しい勤務先へご相談ください。

4月1日現在65歳以上で年金所得に対して市・県民税(住民税)が課税されている方

年金から天引きで納める〈特別徴収〉

年6回の公的年金支給時に、年金から天引きします。6月10日(金)に、天引き額を記載した「市民税・県民税納税通知書」を発送します。

令和4年度 課税・非課税証明書の発行

6月10日(金)から、市民税課(市役所2階)・各駅前行政サービスセンター・コンビニエンスストア(利用者証明用電子証明書を記録したマイ

ナンバーカードをお持ちの方のみ)で発行できます。なお、給与からの特別徴収のみの方は、市民税課で発行しています。発行する際には、運転免許証などの本人確認ができるものの提示が必要で、手数料は1通300円です。

問 税金の計算方法・課税証明について=市民税課 ☎712・6212 納税方法・納税証明について=収税課 ☎712・6229

ID 1009680